

猫の飼い方が変わります！

～徳之島3町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例改正に向けて～

なぜ条例改正が必要なの？

昔と比べ今では人とペットのつながりが深くなり、ペットは大切な家族の一員となっています。一方で、無責任な飼い方によって徳之島の大切な生き物や私たちの生活にまで様々な悪影響が出ています。全ての生き物が住みよい島にするために猫条例も時代に合わせて変えて、猫の飼い方を改善していく必要があります。



猫の飼い方はどう変わるの？？（改正のポイント）

①マイクロチップを装着して町に登録する努力義務 → 義務化

「飼い猫を登録すること」「首輪を用いて鑑札明示すること」は元々義務ですが、それに加え「マイクロチップの装着」も義務となることで、すぐに飼い主を見つけることができます。
※徳之島町は既に義務化



②室内飼養の努力義務 → 義務化

飼い猫が屋外に出ると交通事故など危ない目にあったり、人獣共通感染症にかかり飼い主とその家族にまで危険が及ぶ可能性があります。そうならないために、飼い主の責任として必ず室内で飼いましょう。
やむを得ず放し飼いしないといけない場合は、今までと同様に繁殖制限（不妊去勢措置）を行うことが義務となっています。
※徳之島町は既に義務化



③飼い猫以外へのみだりな餌やりの禁止

→屋内にいる飼い猫以外へのみだりな餌やりの禁止

餌をあげるのは原則屋内にいる飼い猫だけにしましょう。
外で餌をあげると、飼い猫以外のネコが増える原因となります。ネコは生後4～12ヶ月で繁殖できるようになり、一度の出産で4～8頭の子猫を産み、1年に2～4回の出産が可能なため、1匹のネコが1年後には数十頭になることがあります。



④飼い主個人における飼い猫の多頭飼養（5匹以上）の禁止

→飼い主の属する世帯における飼い猫の多頭飼養（5匹以上）の禁止

多頭飼養はやめましょう！1世帯あたり多くても4匹までにしましょう。
飼っている猫の数が多くなると、健康管理が難しく飼い猫が病気になる原因となり、また鳴き声などで近隣の住民の迷惑になることもあります。



⑤飼養が継続困難になった飼い猫を譲渡する努力義務 → 義務化

終生飼養することが基本ですが、どうしても飼いきれなくなったら、しっかりと飼える人に譲渡しましょう。そこまで面倒を見るのが飼い主の責任です。
飼い猫を遺棄するようなことは絶対にしてはなりません。どうしても譲渡先が見つからない場合は、町役場に相談しましょう。



⑥逸走の防止

飼い猫が屋外に逃げ出しまわないよう、家の窓や扉の出入り口はしっかりと塞ぎましょう。万が一、逃げ出てしまった場合は、すぐに役場に連絡しましょう。



条例に関するお問い合わせ先はこちら↓